

奈良県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

#### 奈良県公安委員会規則第5号

奈良県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「必要とするものは」の次に「、法令その他特別の定めのあるものを除き」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。